

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 1 日

小諸市長 小 泉 俊 博

## 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
南大井地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 29 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体  
個人 6 1 経営体  
法人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
原則として農地中間管機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・産地維持
  - ・耕作放棄地にならないように努め、優良農地が保存されている地域を目指す。
  - ・農業・工業・商業がバランスよく成長した賑わいのある地域を目指す。
  - ・各機関・組織と連携し、6 次産業化など若者が魅力ある農業に取り組んでいる地域を目指す。

以上